

国立大学法人島根大学役員会（第1回）＜議事要録＞

日 時 平成16年4月7日（水）14:00～16:30
場 所 学長室
出席者 本田学長，保母理事，坂本理事，山本理事，高安理事，山根理事，井原理事
〔陪席：今岡監事，鎌田事務局長，総務部長，財務部長〕

〔冒頭事項〕

- 議事に先立ち，本役員会には，監事，事務局長，その他関係者を陪席させる旨学長から発言があり，了承された。

議 題

1 中期目標，中期計画に関する事項について

- 保母理事並びに事務から資料により説明の後，原案どおり異議なく承認された。
また，年度計画に関する今後のスケジュールが説明され，了承された。

議 題

2 国立大学法人島根大学業務方法書について

- 事務から資料により説明の後，原案どおり異議なく承認された。

〔説明概要〕

- 業務方法書は，準用通則法第28条の規定により作成し，文部科学大臣の認可を受けなければならないもので，記載すべき事項は，国立大学法人法施行規則第4条に定められている。
- また，本省からも記載例が示され，これに基づき原案を作成したもの。
- 本日の審議を経て，中期目標原案及び中期計画案と同時に文部科学省へ提出する。

議 題

3 役員関連規則について

- ・ 国立大学法人島根大学役員規則
- ・ 国立大学法人島根大学役員会規則
- ・ 国立大学法人島根大学役員給与規程
- ・ 国立大学法人島根大学役員退職手当規程
- 事務から資料により説明の後，原案どおり異議なく承認された。
- なお，役員規則第7条に規定する，学長に事故等があるときの職務代理に，保母理事を指名する旨学長から発言があった。

議 題

4 監査規程について

- ・ 国立大学法人島根大学監事監査規程
- ・ 国立大学法人島根大学内部監査規程
- 事務から資料により説明の後，原案どおり承認された。
- なお，監査室の在り方については，監事の監査に必要な体制と独立性の観点から，しばらく運用した後，検証し，見直すことも必要である旨，監事から指摘があった。

〔説明概要〕

- 監事監査規程は、国立大学法人法第11条第4項の規定に基づき監事が行う業務監査の実施に関し必要な事項を定めたもの。
- 内部監査規程は、本学における内部監査を円滑、効果的に推進し、本学の健全な発展に資することを目的として定めたもの。
- 監査は、監事による監査、監査人による会計監査及び本学の内部監査の3種類があり、本来は各々独立したものであるが、3つの監査を効率的に対応するため、学長の下に監査室を設置する等、本学の監査体制について整理したもの。

議 題

5 会計監査人の選任について

- 事務から説明の後、原案どおり新日本監査法人と中央青山監査法人を会計監査人候補者とすることが承認された。

議 題

6 平成16年度特別設備費の配分について

- 予算留保している特別設備費の配分方法等について審議した結果、企画戦略担当理事と学術研究担当理事が企画委員会の意見も聞きながらその責任において配分額を決定し、役員会へ報告することとなった。

議 題

7 その他

① 役員員の兼職について

- 常勤役員員の兼職については、国立大学法人島根大学役員規則において、学長の承認のある場合を除くほか、原則禁止としており、学長承認の際の基本的考え方について審議し、法人の宣伝につながるもの、大学の成果をアピールするものなど、総合的に判断し、法人全体の利益になると考えられる場合は認めていく方向で考え、具体的にはケースバイケースで対応することとした。
また、今後、職員も含めた法人としての兼職の基本的な考え方を整理することとした。

② 役員会の定例開催について

- 役員会の開催について審議し、月1回開催される教育研究評議会の前後に（月2回）、開催することとした。

③ セクシャル・ハラスメント防止委員会の立ち上げについて

- 防止委員会規則に基づき委員の発令、相談員の任命を急ぎ、早期に対応できる体制を整備することとした。

④ アカデミック・ハラスメント防止（仮称）委員会の設置に向けた検討について

- アカデミックハラスメント、パワーハラスメント対策など早急に体制整備を行う必要があり、法務会議で検討を開始することとした。

⑤ 法曹実務家に対する給与の改善について（法務研究科から要望）

○ 全学抛出ポストの扱いについて

法科大学院の設置の際に全学抛出ポストの3つを充てることとし、順次返却することとしていた取り扱いについて、運営費交付金の人件費積算上、増額されていることから、この3名分は既に返却済みと考えて処理することが諮られ、審議の上、承認された。

○ 法曹実務家に対する給与の扱いについて

- ・ 法曹実務家に対する給与について、公務員と同様の給与の格付け方法で給与決定しているため、法曹としての報酬と大きな格差が生じているが、貴重な人材を確保するためにも、何らかの形で調整を行う必要があることが確認された。
- ・ 必要となる人件費は、基本的にはセグメントで対応することとなるが、どうしても対応できない場合は全学的課題として再度検討する必要があることを確認した。

⑥事務系職員の健康管理上の問題

○ 事務系職員の定員削減が進んできた中で、統合、法人化を迎え、事務系職員の業務量が増えたことに伴い、特に業務が集中している部署の職員について、体調不良を訴える者が増え、職員の健康管理上問題となる事態が生じており早急に対策を講ずる必要がある。

○ まず大学全体の現状を把握し、早急に改善案を検討することとした。

⑦学長が発足式で述べた「法人化後の課題」への対応

○ 関係すると考えられる事項について、それぞれ担当理事で知恵を絞り対応することとした。

- ・ 大学としての個性の打ち出し
- ・ 国立大学法人としての運営体制の習熟とその良さの活用
- ・ 財政的自立体制の確立
- ・ 地域連携、産学官連携の一層の推進
- ・ 教員と事務系職員の連携強化
- ・ 社会的説明責任義務の遂行
- ・ 自立した法人職員であるとの意識改革
- ・ 職員の努力が報われる大学の構築

⑧鳥根県への要望について

○ 鳥根県の新採用職員の凍結問題について、本学としては憂慮すべき事項であり、採用枠の確保について知事に要望書を提出することとした。

⑨産学官連携：大学・高専に対する職員派遣について（高安理事から）

○ 鳥根県から、産学官の連携に関し、大学と産業界の立場を理解し、両者のシーズ、ニーズ情報のマッチング・関連付けを行い、共同研究開発を目指すためのアドバイザーとして職員を訪問させる旨の協議があり、進めていくこととした。

⑩発明協会知的財産管理アドバイザー派遣先大学募集について（高安理事から）

○ 発明協会が知的財産管理アドバイザーの派遣先大学を募集しており、今年度分について申請する。通れば6月から派遣されることになる。そのために受け入れ体制を整える必要があり、産学官連携支援センターの改組構想を早期に実現し、専門の事務系職員、

併任の研究者（来年度専任の研究者を配置）を配置する必要がある。

⑪コラボ産学官プラザ in tokyoについて（高安理事から）

- 東京都内での本学の活動拠点として利用可能な施設があり，当該施設の利用に向けて前向きに対処する事とした。

⑫特色ある大学教育支援プログラムについて（坂本理事から）

- 今年度の特色ある大学教育支援プログラムは，医学部のプログラムを提出することとし，提出に向けて内容の検討を進めることとした。

報告事項

①中国・四国地区国公立大学教育研究会の実施について（坂本理事から報告）

- 5月29日，30日に本学が当番で上記研究会を実施する。

②大学院医科学専攻の募集状況について（坂本理事から報告）

- 今年度から設置した大学院医科学専攻の志願状況が芳しくないので，今後の対応を検討する必要がある。